

函館市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 1 9 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 5 8 号

函館市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

函館市母子保健法施行細則（昭和 6 2 年函館市規則第 3 8 号）の一部
を次のように改正する。

別記第 3 号様式中「

被保険者証等の 記号および番号

」を「

医療保険各法によ る記号および番号

」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記第 3 号様式の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の別記第 3 号様式の規定に基づき提出された申請書とみなす。